## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月14日

	中	11

1. 執行機関の別		1: 都道府県知事·市区町村長等		
		○知事 ●市区町	村長等	
2. 都道府県名		秋田県		
3. 市区町村名		秋田市		
4. 届出番号		10		
5.	独自利用事務の事例番号	109-1		
6.	届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/mynumber/1002708	3.html	

執行機関名 秋田市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援 給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定 めるもの	福祉医療費受給者証の交付に関する事務であって規則で定めるもの(高齢身体障がい者および重度心身障がい児(者))
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		秋田市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第5の項 福祉医療費受給者証の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	秋田市福祉医療費支給要綱 第1条
障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常 生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、 地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福 祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊 重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。		この要綱は、秋田市に居住地を有する <u>高齢身体障がい者および重度心身障がい</u> 児(者)の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支 給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		秋田市福祉医療費支給要綱 秋田市福祉医療費支給事務取扱要領